

国土強靱化地域計画に関する出前講座について

- 地域計画の策定・改定等を支援するため、**内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣**。
- **1回目の派遣に係る経費は、原則、内閣官房が負担**。(WEB会議形式にも対応)
- 地域の強靱化を図る上で重要となる地域計画の策定・改定の方法や盛り込むべき内容等に関する情報を提供。
- 派遣の申込みは、国土強靱化推進室にて随時受付。

1 目的

国土強靱化基本法第13条の規定により地方公共団体において定めることができるとされている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定・改定及び地域計画に基づく取組等が、全国の都道府県・市区町村で進んでいます。

地域計画の策定・改定や庁内関係部署の職員への強靱化の周知等、地域計画を始めとした地域の強靱化についての基礎知識や制度面・実務面についてわかりやすく解説するため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。

2 対象

都道府県・市区町村の職員等(その他の場合も御相談ください)

3 実施方法

都道府県・市区町村が主催する**研修会等に講師として内閣官房の職員を派遣し、説明**を行います(web会議での実施の場合はご相談ください。)

4 講習内容例

以下の内容について、内閣官房の職員が説明します。

- ① 国土強靱化法制度
- ② 脆弱性評価
- ③ 地域計画策定・改定の主な流れ
- ④ 地域計画策定・改定(内容充実)の促進・支援
- ⑤ その他策定に当たっての留意点等

(その他、国土強靱化に関連して希望するテーマがあれば御相談ください)



5 その他

- 内閣官房の職員の1回目の派遣に係る旅費等は、原則、内閣官房が負担します。
- 研修会等の会場の確保(資材、機器も含む)、出席者への案内、資料の印刷・配布、会場の感染症対策等については、主催の都道府県・市区町村にてお願いします。
- 派遣日程等については、申込をいただいた後に調整させていただきます。

【問合せ先】

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房国土強靱化推進室 地方班

TEL: 03-6257-1775

E-mail: i.national.resilience.b2i「アットマーク」 cas.go.jp

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。)